

平成23年度
(平成22年度分)

事務事業評価票

A 一般型

No. 1030120

重点評価

I 事業の概要

I-1 事業の概要

事務事業名	資源物の持去り禁止	所管局部課等	環境政策局循環型社会推進部循環企画課
ホームページアドレス	http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-5-0-0-0_9.html	(連絡先)	213-4930
		(評価票作成者)	循環企画課長 牧村 雅史

22決算額 (千円)	23予算額 (千円)	今後の方向性 効率化等による 見直し	24予算額 (千円)	目標達成度評価		
-	9,200		5,300	指標: パトロール時の周知・啓発件数		
業務運営方法	<input type="checkbox"/> 直営	委託(補助)先の名称, 委託(補助)の内容		<input type="checkbox"/> かなり悪い <input type="checkbox"/> 悪い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> かなり 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 110% 120% H20年度 H21年度 H22年度		
	<input checked="" type="checkbox"/> 部分委託	(名称) 委託先: (株)ライジング				
	<input type="checkbox"/> 部分補助等	(内容) 持去り禁止に係るパトロール業務				
	<input type="checkbox"/> 全部委託					
<input type="checkbox"/> 全部補助等						
実施根拠 (法令, 条例, 規則, 要綱等)	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例			事務事業の 性格	<input type="checkbox"/> 義務的事業 <input checked="" type="checkbox"/> 任意的事業	
				類型	4 規制・指導	
開始時期	平成	23	年度	終了(予定)時期	平成	年度
				会計区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般会計 <input type="checkbox"/> 特別会計	

事業概要	対象	(誰を, 何を) 京都市内で持去り禁止ごみを無断で収集又は運搬する者
	活 動 容	(どのような手段で) 毎週水～金曜日にパトロールを実施し, 持去り行為者に対して条例の概要, 持去りを禁止する理由及び本市の福祉施策を記載したチラシを手渡し, 周知・啓発を行う。また, パトロール結果や市民からの情報提供を集約し, より効果的な周知・啓発, 指導等を実施する。
	目 的	(どのような状態にしたいのか) 資源物の持去り行為をなくし, 市民のごみ減量・リサイクル意識の後退の防止, 資源ごみ収集場所の清潔の確保及び特に大型ごみに関する適正処理の確保を実現する。

I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H20年度決算	H21年度決算	H22年度決算	H23年度予算	H24年度予算	
	①	事業費 (千円)				9,200	5,300	
		需用費 (チラシ等作成経費)				1,000		
		①' 委託料	パトロール委託等				8,200	5,300
	②	委託料が事業費に占める割合 (①' ÷ ①)	(%)				89.1%	100.0%
	③	人件費 (24年度は見込)	(千円)				7,372	4,129
			職員(課長級)	(人)			0.04	0.03
			職員(課長補佐級, 係長級)	(人)			0.34	0.13
			職員(係員)	(人)			0.42	0.30
		嘱託職員等人件費	(千円)					
	④	年間経費 (①+③)	(千円)				16,572	9,429
	⑤	特定財源 (市税等の一般財源以外)	(千円)				9,200	5,300
国庫・府支出金			(千円)					
受益者負担分(使用料, 手数料等)			(千円)					
その他(基金繰入金)			(千円)				9,200	5,300
⑥	京都市年間負担経費 (④-⑤)	(千円)				7,372	4,129	
⑦	受益者負担率 (受益者負担分÷④)	(%)				0.0%	0.0%	

平成23年度
(平成22年度分)

事業名 資源物の持去り禁止

Ⅱ 評価結果

Ⅱ-1 市民と行政の役割分担評価

評価実施年度 **23** 年度

A 公共性	(公益性)	(必需性)	『公共性評価』 必需 個人消費性(私益) / 共同消費性(公益) ②必需・個人消費性 / ①必需・共同消費性 ③選択・個人消費性 / ④選択・共同消費性 選択	
	<input checked="" type="checkbox"/> より多くの市民に提供されるサービス <input type="checkbox"/> 特定の個人又は集団に提供されるサービス	<input checked="" type="checkbox"/> 日常生活に必要不可欠なサービス <input type="checkbox"/> 日常生活に必要不可欠でないサービス		
B 行政関与の妥当性	関与の妥当性の程度(高・中・低) 高		(判断理由) 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正により、資源物の持去りが禁止され、行為者に対し、行政が返還その他必要な措置を採るよう命じる必要があるため。	
C 受益者(サービスを受ける側)負担の妥当性	(負担を求める必要性) 無	(見直しの必要性) 無	(判断理由) 特定の個人が受益者となる事業ではないため。	
D 実施主体(サービスを行う側)の妥当性	(政策性)	(行政専門性)	『実施主体の妥当性評価』 行政専門性 / 政策形成・意思決定 ②経常的・行政専門性 / ①政策的・行政専門性 ③経常的・一般専門性 / ④政策的・一般専門性 一般専門性	
	<input type="checkbox"/> 政策的意思決定を必要とするサービス <input checked="" type="checkbox"/> 経常業務の度合いが高いサービス	<input type="checkbox"/> 行政上の専門知識を必要とするサービス <input checked="" type="checkbox"/> 行政上の専門知識を必要としないサービス		
その他	事務事業実施上の課題、環境等外部要因の変化等	現在民間業者によるパトロールを行っているが、それにより得られた情報をもとに、持去りをなくすためのより効果的な手法を検討する必要がある。		
	当該事務事業を廃止・休止した場合の影響	資源物の持去り行為者に対する周知・啓発ができず、持去りが容易に行われるおそれがある。		
	どのような状態になれば事務事業の廃止を検討するのか	資源ごみの持去り行為がなくなった場合に検討する。		
	他の自治体の動向	<取組・見直し状況等> 条例により資源ごみの持去り行為を禁止している他の自治体が複数あり(札幌市、さいたま市、横浜市、相模原市、千葉市及び岡山市など)、東京都世田谷区では本市と同様に民間業者によるパトロールを実施している。		

II 評価結果

事業名 資源物の持去り禁止

II-2 業績評価

A 目標達成度	指標名	区分	単位	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
指標1	パトロール時の周知・啓発件数	目標値 …①	件					
		実績値 …②	件					
		目標達成度 (②÷①)	%					
	指標の種類		評価					
指標2		目標値 …①						
		実績値 …②						
		目標達成度 (②÷①)	%					
	指標の種類		評価					
			総合評価					

指標の選択理由		目標値設定の考え方	
指標1	パトロール時の周知・啓発件数が本事業における主たる業務であるため。	当事業は違反行為に対して周知・啓発を行うものであり、その数値の増加、減少が事業の目的達成及び成果の把握という目標値設定の考え方には馴染まない。	
指標変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	指標名	適用年度
指標2			単位
指標変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	指標名	適用年度
分析	<実績値の変動理由等>		

B 効率性	No.	区分	単位	H20年度	H21年度	H22年度
	①	パトロール時の周知・啓発件数				
②	年間経費（事業費及び人件費の合計額）		千円			
③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）		円/単位			
④	単位当たり経費変動率					
				評価		
分析	<コスト変動の理由等>					

C 市民参加度	企画段階	<input type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<現状分析、今後の方針等> 市民から寄せられた情報提供に基づきパトロール実施地域を選定している。
	実施段階	<input type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 低 <input type="checkbox"/> 無	
	評価段階	<input type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
D 市民満足度	<調査の有無> <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない		<調査結果、現状分析等> 違反行為に対する周知・啓発であるため該当しない。
	<調査方法>	<調査時期>	
E 環境保全及び環境負荷軽減の要素	<input checked="" type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 関連 <input type="checkbox"/> 一般		<現状分析、今後の方針等> 持去り行為の減少を目指し、引き続き周知・啓発を積極的に行う。

平成23年度の実施状況 毎週水～金曜日にパトロールを実施し、持去り行為者に対して条例の概要、持去りを禁止する理由及び本市の福祉施策を記載したチラシを手渡し、周知・啓発を行っている。

市会・監査・外部機関等からの指摘 条例改正時の付帯決議（平成22年10月28日）にて、条例の主旨の周知とトラック等を用いた大規模な持去り行為等への対策を徹底することとされている。

III 今後の方向性

効率化等による見直し	(今後の方向性の理由及び具体的な内容)
	引き続きパトロールによる資源ごみの持去り行為者に対する周知・啓発を実施するとともに、あわせて不法投棄多発地域もパトロールすることで、より効率的に、市民の皆様のごみ減量・リサイクル意識の向上とまちの美化の推進を目指す。 なお、平成24年度から事務事業名を「資源物の持去り禁止等啓発パトロール」とする。